

第26回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年3月7日(水) 午後2時00分～午後3時22分

2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)

3. 出席委員 【農業委員】(13人)

1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、
14番 吉尾好市

【推進委員】(7人)

1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局:書記 森下)

4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 6番 山中 譲、

【推進委員】(0人)

5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)

議案第2号 非農地証明願について(3件)

議案第3号 形状変更に関する届出の報告(1件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議

(追加議案)

議案第6号 黒潮町農業委員会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定について

議案第7号 黒潮町農業委員会告示の用字、用語等の整備に関する告示の制定について

議案第8号 黒潮町農業委員会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定について

(3) その他の討議・報告事項について

1. 黒潮(黒潮町)農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

・藤縄地区の農用地区域の除外について(継続審議)

2. 平成30年度の定例会予定について

議 長 それでは時間も来ましたので、3月の定例会を始めたいと思います。

3月に入りましてから大変暖かくなりまして、体調の方も急に暖かくなったもので花粉症で大変とは思いますが、また、農家の方もこれから田植等忙しい時期に入りますがくれぐれも体調管理に十分に気を付けて頑張ってくださいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日の欠席者、山中委員が欠席でございまして

藤原委員は一寸遅れてくるということでございます。それから議事録署名人でございますが、福留委員と松本委員にお願いしたいと思っております。

それでは早速始めたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは議案第1号農地法第5条許可申請についてについて、1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは資料に基づきまして御説明させていただきます。1枚捲っていただいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件出ております。譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。申請地は2筆ございまして、黒潮町下田の口字アナダ950番11、現況は畑で登記は宅地になっております。もう1筆が下田の口字アナダ969番3、これも同じく現況は畑で登記は宅地となっております。理由としては、現在借家で自宅建築のため、という理由でございます。それでは、2ページから8ページに資料をつけておりますので御覧いただきたいと思っております。まず2ページ、航空写真で場所を示していますが、場所は緑野団地の下のところで、緑野団地へ上がる道からちょっと四万十市寄りの所です。3ページ、4ページに住宅地図と航空写真の拡大を付けておりますので見てください。先ほどの2筆が繋がっております。国道56号に接した土地です。5ページ、6ページお願いします。5ページに公図を付けておりますが、赤く塗った所が申請地で、その下になります971-3、969-4が国道になります。その右の方が入野、左の方が四万十市になります。6ページお願いいたします。土地利用計画図でございます。平面図になりますけれども、横しに見ていただいて下になる方が国道です。そこへ住宅を建築するようになっています。7ページ、8ページお願いします。現況の写真を付けております。7ページについては、西隣は住宅、裏には農地がありますが一段高くなっております。それから8ページ、2筆がこのような形で並んでおります。前側が国道になっております。まず土地利用計画図についてですが、6ページをお願いします。今の図面のとおりなんですけど、先ほど見ました7、8ページの現況の写真をお願いします。造成については、このままで均して碎石を敷いて家を建築する計画になっております。工事の期間についてですが、許可の日から30年8月末を予定しております。それから排水計画についてですが、すみませんが6ページお願いします。6ページの平面図中ほどに合併浄化槽というところがありますが、その合併浄化槽にですね雨水とか家庭排水は集めて、そこから左の方に水路がありますが、左の赤い線と水路が重なっていますが、その水路が国道の南側まで排水として側溝が設けられていまして、そちらに流すことになっております。それから資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇なっております。あと同意の関係につきましては、奥側の一段高い所に農地がありましてそちらの方に同意をいただいております。問題はないと思っております。以上です。

議長　今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員　土地は私の管轄ですが、人が入野なのでその担当と思い込んでいました。でも土地は見てきました。大塚商事が看板立てて販売していました。人には会っていません。

議長　この件について何か意見質問のある方お願いします。

〇〇委員　聞きたいんですが、登記は畑になっているんですか。

議長　登記は宅地で、現況が畑です。

〇〇委員 登記は宅地で畑ということはどんながでしょうか。

事務局 現況は畑で登記は宅地になっていますが、現況主義でいきますので、土地の所有権移転登記をするにあたっては、登録免許税という税金が必要となります。それは町交付の固定資産評価通知書により算出されます。それを持って法務局に提出して所有権の移転登記をしますが、評価が畑となっている場合は転用が必要になるそうです。

議長 いいですか。他に無ければ承認を受けたいと思いますが。特に問題は無いと思いますが、この件について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第1号については承認されました。

つづきまして議案第2号非農地証明が3件出ていますが、1番から順次説明をお願いします。

事務局 議案第2号非農地証明願について御説明をします。まず1番の方、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方です。願出地が浮鞭字カロト坂2083番1、畑で267㎡です。願出理由については、平成4年月日不詳より家屋番号2083番2の建物を建築。その際、本件土地に付属建物、車庫・物置を建築。宅地となり今日に至る。今後も農地に復元することはない。ということで非農地願の理由となっております。9ページから14ページをお願いします。9ページに航空写真を付けています。浮鞭の下の集落で老人憩の家がありますがその近くです。分かりますか。10ページに住宅地図を付けておりますので見ていただきたいと思います。11、12ページをお願いします。11ページに航空写真の拡大を付けておりますが、既に家が建ったような状態となっております。ここは車庫になる所です。それと申請地の公図を付けております。13、14ページをお願いします。これが現況の写真ですが、13ページの写真が点線で囲んでいる所が願出地です。そこにおそらく車庫と思いますけれど、建っております。それから14ページに有りますように、点線から向こう側が申請地になりますが、車庫と奥側に物置があつて農地に復元出来るような状態ではありません。以上です。

議長 非農地証明の1番について事務局より説明がありました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 現場には行いましたが、本人さんには会えませんけれども、まあ20年ぐらい前からこの状態ですけれども周りも家が建っている状態なので別段問題は無いと思います。

議長 はい、いいですか。担当委員さんからも周りは宅地ということで問題は無いということですが、何か質疑、質問等はありませんか、あればお願いします。

何か質問等ありませんか。なければ承認を受けたいと思いますが。

それでは、非農地証明1番につきまして承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。1番については承認されました。

続きまして非農地証明2番お願いいたします。

事務局 それでは非農地証明願の2番。願出人が〇〇〇〇の方で〇〇〇〇さん。願出地が下田

の口字山ノ下タ 1016 番 3、畑で 697 m²。願出理由というのが、昭和 63 年月日不詳より耕作放棄し、平成 4 年月日不詳より山林となり現在に至る。ということで 15 ページから 19 ページお願いします。15 ページお願いします。願出地は、前回も出ていました下田の口の県道が新しく着きましたがその近くです。16 ページに住宅地図を付けておりますが、それに県道は点線で記載していますので分かりやすいかと思います。それと 17 ページに航空写真で位置を示しております。18 ページに公図を付けております。それから 19 ページお願いいたします。19 ページの写真が現況の写真ですが、新しく出来た県道側から撮った写真です。見たとおり山林化して農地に復元出来るような状態ではありません。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 見たとおりの状況です。

議 長 はい、見た通りということでございますが、何かこの件について質疑、質問のある方おいでませんか。

(質疑なし)

それでは非農地証明の 2 番について、承認をされる方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。2 番についても承認されました。それでは非農地証明の 3 番についてお願いします。

事務局 それでは非農地証明 3 番の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの申請です。願出地は、佐賀字新田口 744 番 7、畑で 25 m²。願出理由が、前所有者が高齢のため平成 5 年頃から耕作を放棄していた。平成 13 年に申請人が、道路用地として自宅を買収されたので、代替地として申請地を取得しており、農地として使用していない。という理由になっております。20 ページお願いいたします。宜しいでしょうか。場所がこの航空写真では分かり辛いかもしれませんが、避難タワーのある道を隔てた、すぐ前側になります。21、22 ページをお願いします。22 ページに丸して避難タワーと書いてある所がありますが、ここへ現在避難タワーが建っております。その下に申請地を書いておりますが、道を隔てた前になります。23、24 ページお願いいたします。23 ページについては公図を付けております。24 ページお願いいたします。現況写真ですが、赤の点線で囲んだ所が申請地になるところです。今は何も植えられておらず、植えたものかどうか分かりませんが花みみたいなものがありました。それから 25 ページお願いいたします。後ろに写っているのが佐賀の避難タワーで、そこの前に有る申請地なんです、耕作もされていない状況です。以上です。

議 長 はい、今事務局の説明が終わりました。担当委員さん補足説明あればお願いします。

〇〇委員 役場の吉門さんから連絡があつて現地を見にいていました。後は事務局の説明のとおりです。

議 長 写真を見ていただいて、説明は事務局の言ったとおり、ということですが。この件について何か質疑、質問はありませんか。

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、3 番について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明願 3 番につきましても承認されました。

続きまして、議案第 3 号形状変更に関する届出の報告、1 件出ております。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号の形状変更に関する届出について説明をさせていただきます。

届出人が〇〇〇〇の方で〇〇〇〇さん、届出地 2 筆ありまして、御坊畑字ナルノ 403 番 1、田で 76 m²。同じく字ナルノ 405 番 1、田で 175 m²。届出理由としましては、畑として利用するため。となっております。26 ページお願いいたします。航空写真付けていますけど分かりにくい所で、御坊畑の集落を過ぎてから橘川と馬荷の分岐がありますが、それから 2 km くらい入った所です。27、28 ページをお願いします。28 ページに航空写真を付けていますが、町道橘川線に隣接した農地です。29、30 ページをお願いします。29 ページに公図を付けています。右側に公衆用道路と書いていますが、ここが町道になる所です。30 ページにつきましては、茶色のところに町道と書いていますが、町道に隣接した 2 筆について断面図を取ってくれている図面です。まず、この断面図で左の縦に南北ということで A と A'、取っている部分は平面図の A と A' という線がありますが、ここの断面を書いてくれておりまして、ここの緑で塗られた部分が盛土をする部分になっておりおます。それから上側の部分になりますけれど、茶色の部分は既に埋め上げられた状態になっております。それから下の断面図、東西というのがありますが B から B' ということで平面図に B、B' と横棒を引いてますが、そこの断面を書いたものです。緑で塗った部分に盛土を予定してまして、その界であろうとするところまでは 2 m 76 cm 余裕を残しているという図面になっています。前の所有者の方が中々居所がつかめず立会をしてもらえない、というようなことがあって余裕をもたせて埋立をしますのという計画になっています。それから、緑から右側については既に盛土がされていると言いたような状況になっています。それから 31、32 ページお願いします。31 ページが点線で囲ってますが、これが 1 筆毎の堺になるのではないかとということで入れております。それと、32 ページについてですが、これが一番下の竹藪側から写した写真で、ここに盛土をするという届出になっております。ここについては、所有者が以前に畑にするということで土を運ばれていたことがあって、〇〇委員と注意をしに行ったことはあります。その時に形状変更を出してくださいと〇〇委員から言っていたので、今回の届出になりました。以上です。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さん補足説明があればお願いします。〇〇委員ですね。

〇〇委員 今写真で見ると、現状は物凄い荒れたところですが周囲も竹が生えています。本人さんとも話しまして、畑に直すと聞いております。

議 長 この件について、質疑ありませんか。

無ければ、承認をうけたいと思います。議案第 3 号につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 3 号形状変更については承認されました。

続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地

利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それではお手元にお配りしています、議案第4号横書きの分ですが見ていただきたい
と思います。農用地の利用権について全部で22件出ています。1枚捲ってください。
まず、上から5件29-129から133までについて、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん5件7筆
までおまして全部再設定でございます。この方はタバコを耕作されております。それ
から29-134については、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが耕作されるということで利用権の
設定がなされています。使用貸借ということで新規の申請になっています。作物は水稻
を植えられることになっています。それから2ページ、29-135から6件8筆ありまし
て29-140までについて〇〇〇〇さん〇〇〇〇の方ですが、果樹を植えられている方が
農地中間管理機構をとって利用権の設定をするようになっております。これは全部新
規で一部使用貸借ということになっております。次のページをお願いします。3ページに
なりますが29-141から29-144までの4件ありますが、ここは農地中間管理機構を
とって、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが利用権の設定をされるようになっております。ここ
は果樹で全て新規です。それからその下、29-145ですが〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが農
地中間管理機構を通して〇〇〇〇さんに利用権の設定をするようにしています。それか
ら29-146から29-150までを、農地中間管理機構を通して〇〇〇〇さんが、利用権
の設定をするようにして全部使用貸借で新規でございます。詳細については後
を見ていただいたらと思います。以上です。

議長 今、説明が終わりました。この件について質疑等ありませんか。

〇〇委員 使用貸借は0円となっているが無償ということか。

〇〇委員 御坊畑の件は、貸付人が勤め人で田をよう耕作しないので、荒らすよりは無償でも作
ってもらい方がいいからと話していた。

議長 他に何かありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。

この利用権の設定、議案第4号につきまして承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第4号につきましても承認されました。続きまして議案
第5号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、ということで事務局より説明
をお願いします。

事務局 それでは議案第5号資料をお願いいたします。

1名の方から経営改善資金借入計画に関する協議、ということで提出されております。
お名前が〇〇〇〇さん、内容がハウス付帯設備とういことで申請があります。

3ページをお願いします。3ページに借入希望ということで、中ほどから今回の借入申
込金額ということで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になっております。この借入に関する事業計画と
いうことでその下にありますが、付帯設備、被覆APハウス33.6a1棟分、その隣事業
費として金額が記載されています。灌水設備APハウス33.6a1棟分、動噴1式、止水
シート、中間管理施設4.86a分、電気設備APハウス33.6a1棟分、支柱が320本、560
本というそれぞれサイズによって違う本数が出されています。それを合わせて事業費と
して〇〇〇〇円。その事業費に対する資金計画として、下の段にあります〇〇〇〇円と
いう資金計画になっています。あと詳細を書いておりますが、9ページをお願いします。9
ページに申請者の方の経営改善資金計画表ということになっております。5年間の収支

計画が記載されています。あとでじっくり見ていただきたいと思います。それと 18 ページお願いします。これが先ほどの事業費〇〇〇〇円の見積書ということで、資材や金額について詳しく記載されています。それから 25 ページ、一番最後になりますけれど、これも見にくいですがヤモウジ団地の鉄道のすぐ横で、前回も出ておりましたが位置的にはこの赤で囲んだ部分になります。作物はミョウガを栽培するという内容になっています。以上です。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。この件について質問等ありませんか。
(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第 5 号も承認されました。

続きまして追加議案ということですが、当日の資料にありますが議案第 6 号黒潮町農業委員会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定について、ということですが事務局の説明をお願いします。

事務局 3 件内容が同じですので一緒に説明させていただきます。

議 長 それでは議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号が同じ内容ですので一括して説明をします。

事務局 議長が申しましたように内容については 3 件同じですが、議決については 3 件別々でしていただきたいということで 3 件に分けています。違いは第 6 号議案が黒潮町農業委員会規則、第 7 号が黒潮町農業委員会告示、第 8 号が黒潮町農業委員会訓令という町の例規に関係する内容でございます。内容的には農業委員会に関する規則、告示、訓令の用語の表現を統一することについての、それぞれの制定の議決をお願いするものです。それでは 1 ページ、2 ページをお願いします。2 ページに黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例、とありますが、この条例の制定を 3 月議会に町の方から提案されています。この内容については、まず第 1 条の趣旨というのがありますがこの趣旨が先ほどの 3 件の 6 号、7 号、8 号の議案にも関連します。ちょっと読ませさせていただきます。第 1 条 この条例は、この条例施行の際、現に効力を有する黒潮町条例（議決事項のうちこれに類するものも含む。以下「既存の条例等」という。）を当該既存の条例等の内容及び効力に変更の生じない限度において、用字、用語等を統一した表現に整備するために必要な事項を定めるものとする。となっております。要は、黒潮町に例規集といひまして黒い厚い条例を綴った物がありますが、その文言ですが字とか用語を今まではまちまちでしたが統一しますという内容で条例を制定します、ということです。2 ページの黒潮町条例というのは、黒潮町全部の例規に関してのことを言っております。2 条、3 条に具体的にどんなに修正していくかということで、今ある条例そのものの内容には変更は無く、文言を 2 条、3 条にあるように統一していきますよということです。続いて 4 ページから以降に、その 6 号から 8 号までの農業委員会の関係のことを記載させてもらっておりますが、まず 6 号について黒潮町農業委員会規則の用字、用語等の整備に関する規則ということで、農業委員会規則について先ほど読み上げましたように、これから規則の改正とかそういうものがあつた場合は用字、用語等の整備に関する規則に基づいて統一した文言、また 2 条の 2 項にありますように既存の規則の様式中、殿を様

に改める。それから既存の規則の様式中元号及び様式の判型の規定を削ること。という
ようなことを基に、規則の文言をそういうやり方にしますよということの規則の制定で
す。それが 6 号については規則について、7 号については告示について、8 号につい
ては訓令についてということで同じ内容になっています。そこでスケジュール的にはこ
この農業委員会で御承認をいただいて、あと施行日というのが 30 年の 4 月 1 日から施行
するようになっていきますので、それまでに農業委員会に伝えてこの条例が変わるとい
うようなこととなります。

議 長 はい、皆さん分かりましたかね。文言を統一すると、そんなに複雑に考える必要もな
いかと思いますが、読み方がこういうふうになりますよというようなことで、何か質問
はないですか。

それでは、議案第 6 号黒潮町農業委員会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制
定について、承認をされます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。承認されました。

続きまして、議案第 7 号黒潮町農業委員会告示の用字、用語等の整備に関する告示の
制定について、でございますが、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。承認されました。

続きまして、議案第 8 号黒潮町農業委員会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の
制定について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第 8 号につきましても承認されました。

議案の方は終わりましたが、その他の討議・報告事項について、事務局より願いま
す。

先に継続審議になっていました黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計
画の変更について、を〇〇委員からお願いします。

〇〇委員 継続審議になっている件ですが、先日〇〇〇〇と協議しました。除外をしたら農地
でなくなるということで色々心配事もあるわけですが、協議の結果同じ部落内の人で
もあるので皆さん〇〇〇〇に協力しちやらないかんという考えがあること、それから〇
〇〇〇にも無理言うて農地でなくなっても色々協力してもらわないかんということで、
協力はして貰いたい言うことで要望書いか確認を何点かして、皆さん一致して除外に
ついてはそういう結論になりましたので簡単ですが報告とさせていただきます。以上で
す。

議 長 はい、それでは、今、〇〇委員から説明がありました件につきまして、以前出ており
ました農用地区域から除外をしてほしいという申請でしたが、継続審議になっておりま
したが今日ここで採決してよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 この件につきまして、今、〇〇さんより同意もいただいたということですが、承認を
いただいてもよろしいですか。

委 員 はい。

議 長 はい、それでは承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。継続審議になっていました〇〇〇〇の件につきまして、農用
地区域からの除外につきましては承認されました。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議 長 その他について、他には有りませんか。

無いようですので終わりたいと思います。長い時間お疲れさまでした。

(午後 3 時 22 分終了)